

令和8年3月4日

所 属 長 各 位
(人権行政推進本部員各位)

大 阪 市 長
(大阪市人権行政推進本部長)

職員による差別発言事象について（通知）

一昨年 of 本市職員による重大な差別事象が発生したことを受け、全所属長に対し、人権侵害を決して許さない姿勢を明確にし、組織ガバナンスの強化徹底を強く求めたところである。

にもかかわらず、あらたに、職員が勤務時間中の公用車内で同和問題（部落差別）に関する差別発言を行う事象が発生した。発言した職員は、その場では差別発言であるとの認識を欠き、同乗していた職員も、その場で行為者に対し指摘できなかったとのことである。

本市は、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け必要な施策を、市政のあらゆる分野で推進している。本市職員は、その先頭に立って差別の根絶を牽引すべき立場にある。しかしながら、今回の差別発言は、本市の人権尊重の理念に反し、公正な職務執行に対する市民の信頼を大きく損なう、重大な人権侵害事象である。

現在、過去の事象を踏まえ、全庁を挙げて人権研修の充実等の再発防止に取り組んでいるところである。しかし今回の事象は、職員一人ひとりの差別や人権侵害に対する感度がなお十分に高まっていないこと、また、人権侵害を決して許さない職場風土が組織の隅々にまで徹底されていないことを、改めて突き付けるものである。

所属長においては、今回の差別事象を職員個人の問題として着目するだけでなく、組織としての責任を重く受け止めなければならない。また、職員の育成にあたっては、職員一人ひとりに人権行政の担い手であるという自覚を徹底させるとともに、差別事象が発生した場合に、的確に対応できる力を身に付けさせること。加えて、所属内の人権行政推進体制を点検・強化し、差別の根絶に組織として取り組む体制を構築すること。

以上をもって、差別を生まない、そして決して許さない職場風土を、組織の基盤として確立するよう、指示する。